

真岡市建設工事総合評価落札方式試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、真岡市が発注する建設工事の請負契約において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2の規定に基づき、価格及びその他の条件が真岡市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式(以下「総合評価落札方式」という。)の試行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 総合評価落札方式により入札を行う工事(以下「対象工事」という。)は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 公共工事の品質を確保するため、入札者の施工能力及び地域性等(以下「施工能力等」という。)並びに入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事
- (2) その他必要と認める工事

(総合評価の方法)

第3条 総合評価落札方式で定める評価は、次の各号の規定によるものとする。

- (1) 総合評価点：価格点及び価格以外の評価点を総合した評価点
- (2) 価格点：入札価格に基づいて算定した評価点
- (3) 価格以外の評価点：施工能力等から算定した評価点

2 前項各号の評価点は、別記の「総合評価点算定基準」に基づき配点するものとする。

(入札方法及び評価項目算定資料の提出)

第4条 総合評価落札方式により入札を行うときは、この要領及び別に定める真岡市事後審査型条件付き一般競争入札試行要領により実施するものとする。

2 入札者は、価格以外の評価をするための次の各号に掲げる資料(以下「評価項目算定資料」という。)を入札公告に示す期日に提出しなければならない。

- (1) 評価項目算定資料の提出について(様式2号)
- (2) 評価点算定資料一覧表(様式2-1号)
- (3) 施工実績評価資料(様式2-2号)
- (4) 配置予定技術者評価資料(様式2-3号)

3 前項による評価項目算定資料を提出しない入札者の入札書は、無効とする。

(総合評価落札方式による実施の適否及び落札決定基準の審査)

第5条 総合評価落札方式により入札を実施しようとするときは、事前に実施の適否及び落札者を決定するための総合評価の方法(以下「落札者決定基準」という。)について、真岡市入札契約審査委員会設置規程(平成21年訓令第8号)に規定する真岡市入札契約審査委員会(以下「委員会」という。)において審査するものとする。

2 前項の審査は、総合評価落札方式に関する評価調書(様式1-1号)及び価格以外の評価点の算定方式(個別工事)(様式1-2号)により行うものとする。

(学識経験者の意見聴取)

第6条 入札執行者は、落札者決定基準を定めようするときは、あらかじめ2人以上の学

識経験を有する者（以下「学識経験者等」という。）から、様式3号により意見を聴かなければならない。

- 2 入札執行者は、前項の規定による意見聴取において、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて、学識経験者等の意見を聴くものとする。

（実施の適否及び落札者決定基準の決定）

第7条 入札執行者は、総合評価落札方式による落札者決定基準について、前条の規定による意見聴取結果を踏まえ、委員会の審議に付して決定するものとする。

（価格以外の評価点の審査）

第8条 価格以外の評価点の審査は、入札執行者において行うものとする。

（価格以外の評価結果公表及び疑義照会）

第9条 入札執行者は、前条による価格以外の評価点の審査結果について公表するものとする。

- 2 入札者は、前項により公表された日の翌日（真岡市の休日を定める条例（平成元年条例第2号）に規定する休日を除く。）までに、「価格以外の評価に係る疑義について（照会）」（様式5号）により、自らの評価点について疑義の照会をすることができるものとする。

- 3 入札執行者は、前項による疑義の照会があった場合は、「価格以外の評価に係る疑義に対する回答について」（様式6号）により回答するものとする。なお、価格以外の評価点を修正した場合は、修正内容について公表するものとする。

（価格以外の評価点の決定）

第10条 価格以外の評価点は、入札執行者において決定するものとする。

（入札書の開札及び総合評価点の算出）

第11条 入札書の開札は、価格以外の評価点が決定した後に行うものとする。

- 2 総合評価点の算出については、入札書が無効でない者のうち、入札書記載金額が予定価格の制限の範囲内の者について行う。

（落札第1順位者の決定方法）

第12条 落札第1順位者（以下「落札候補者」という。）は、総合評価点の最も高い者とする。ただし、最も高い者が2者以上いる場合は、当該候補者に連絡のうえ、くじ引きにより決定するものとする。なお、当該入札者が出席できないときは、入札事務に関係のない職員にくじを引かせて決定することができるものとする。

（低入札価格調査制度の適用について）

第13条 総合評価落札方式については、真岡市低入札価格調査制度事務処理要綱に定める低入札価格調査制度を適用するものとする。

（落札者の決定）

第14条 入札執行者は、落札候補者が決定し第6条の規定に基づく意見聴取において、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるとされた場合には、学識経験者等に様式4号により意見を聴かなければならない。ただし、第6条の規定に基づ

- く意見聴取において、改めて意見を聴く必要がないとされた場合は、この限りではない。
- 2 前条による低入札価格調査制度が適用となった場合は、落札候補者の入札価格によっては、その者による当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、総合評価点が最も高い者を落札候補者とし、前項による学識経験者等の意見の聴取を行うものとする。
- 3 入札執行者は、前2項の規定による意見聴取の結果を受け、落札者を決定するものとする。
- 4 前項により落札者が決定したときは、閲覧及び公表するものとする。

(入札参加者への周知)

第15条 入札執行者は、本要領を公表するとともに、入札参加者に対し入札公告により次の事項を周知するものとする。

- (1) 総合評価落札方式を採用していること。
- (2) 評価項目算定資料を提出すること。
- (3) 価格以外の評価点の評価項目及びその配点に関すること。
- (4) 落札者決定基準及び落札決定方法
- (5) 総合評価に関する審査結果が公表されること。
- (6) 価格以外の評価点について疑義の照会ができること。

(価格以外の評価内容の確保)

第16条 総合評価に関して提出した資料等に、虚偽記載等明らかに悪質な行為があった場合には、契約の解除を行うとともに指名停止等の措置を講じることとする。

(秘密の保持)

第17条 総合評価に関する審査結果を除き、この要領に基づき入札者から提出された資料等は、公表しないものとする。

(その他)

第18条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成19年11月27日から適用する。

附 則

この要領の改正は、平成20年6月25日から適用する。

附 則

この要領の改正は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要領の改正は、平成22年6月15日から適用する。

附 則

この要領の改正は、平成30年4月1日から適用する。

別記

総合評価点算定基準

1 総合評価点の算定方法

総合評価点は、入札書が無効でない者のうち、予定価格の制限の範囲内の者について、次の算式により算定する。

$$\text{総合評価点} = \text{価格点} + \text{価格以外の評価点}$$

2 評価点の配点

価格点と価格以外の評価点は、合計を100点とし、それぞれの配点は、次によるものとする。

ア 価格点	90点
イ 価格以外の評価点	10点

3 価格点の算定方法

(1) 価格点は、次の算式により算定する。

$$\text{価格点} = \text{配点} \times \text{最低価格} / \text{入札価格} \text{〔小数点以下第4位四捨五入〕}$$

(2) 最低価格は、各入札者の入札金額（消費税等を含まない。以下同じ。）のうち最低の金額とし、入札価格は、各入札者の入札金額とする。

4 価格以外の評価点の算定方法

価格以外の評価点は、入札者が提出した評価項目算定資料（添付書類を含む。）により、評価項目算定資料提出日（以下「評価基準日」という。）現在において、次の評価項目及び評価基準に基づいて算定した評価点の合計とする。

なお、価格以外の評価は、特定建設工事共同企業体に係る入札にあつては代表構成員を対象として行う。

評価項目及び評価基準

評価項目		評価内容	配点	評価基準	配点
企業の施工能力	同種工事の施工実績	同種工事を元請けとして施工した実績（特定建設工事共同企業体の構成員としての実績を含む。）により評価する。	1.5点	個別工事ごとに定める	
	工事成績	過去3年間の工事成績評定点（特定建設工事共同企業体の構成員としての評定点を含む。）の平均値〔小数点以下第2位四捨五入〕により評価する。 対象となる評定点がない場合は、平均値70点未満とみなす。	2.0点	78点以上	2.0点
				70点以上 78点未満	1.0点
				70点未満	0点
優良建設工事表彰	評価基準日の属する年度を含む5カ年度間における「真岡市優良建設工事表彰要綱」に基づく受賞歴の有無により評価する。	1.0点	受賞歴有り	1.0点	
			受賞歴無し	0点	
配置予定技術者の能力	同種工事の施工実績	同種工事を主任技術者、監理技術者又は現場代理人として施工した実績（特定建設工事共同企業体の構成員としての実績を含む。）により評価する。	1.5点	個別工事ごとに定める	
	保有資格	配置予定技術者の保有する資格を評価する。	1.5点	個別工事ごとに定める	
地域貢献	営業拠点の所在地	本店（建設業法に基づく主たる営業所に限る。）の所在地に基づき評価する。	1.5点	真岡市内に有り	1.5点
				真岡市内に無し	0点
その他	ISOの認証取得	ISO9001 又は ISO14001 の認証取得の有無により評価する。	0.5点	ISO9001 又は ISO14001 のいずれかを取得	0.5点
				無し	0点
	建設業労働災害防止協会への加入	建設業労働災害防止協会への加入の有無により評価する。	0.5点	加入有り	0.5点
				加入無し	0点
合 計			10点		

価格以外の評価点の算定方式（個別工事）

工事名：

工事箇所：

- 1 価格点と価格以外の評価点の配点は、次のとおりとする。
 - ア 価格点 90点
 - イ 価格以外の評価点 10点
- 2 価格以外の評価点は、入札者が提出した評価項目算定資料（添付書類を含む。）により評価項目算定資料提出日（以下「評価基準日」という。）現在において次の評価項目及び評価基準に基づいて算定した評価点の合計とする。

なお、価格以外の評価は、特定建設工事共同企業体に係る入札にあっては代表構成員を対象として行う。

評価項目	評価内容	配点	評価基準	配点
企業の施工能力	同種工事の施工実績	1.5点	実績有り	1.5点
			実績無し	0点
	工事成績	2.0点	78点以上	2.0点
			70点以上 78点未満	1.0点
			70点未満	0点
	優良建設工事表彰	1.0点	受賞歴有り	1.0点
受賞歴無し			0点	
配置予定技術者の能力	同種工事の施工実績	1.5点	実績有り	1.5点
			実績無し	0点
	保有資格	1.5点	資格有り	1.5点
			資格無し	0点

地域貢献	営業拠点の所在地	本店（建設業法に基づく主たる営業所に限る。）の所在地に基づき評価する。	1.5点	真岡市内に有り	1.5点
				真岡市内に無し	0点
その他	ISOの認証取得	ISO9001 又は ISO14001 の認証取得の有無により評価する。	0.5点	ISO9001 又は ISO14001 のいずれかを取得	0.5点
				無し	0点
	建設業労働災害防止協会への加入	建設業労働災害防止協会への加入の有無により評価する。	0.5点	加入有り	0.5点
				加入無し	0点
合計			10点		

3 価格以外の評価項目における同種・類似工事は、次の条件に該当する工事とする。

平成〇〇年度以降に完成引き渡し完了した、国、都道府県又は市町村発注の延長〇〇〇〇以上の〇〇〇〇工事

4 価格以外の評価項目における「保有資格」とは、次の資格等である。

- ア 1級土木施工管理技士
- イ 1級建設機械施工技士
- ウ 技術士（第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。））
- エ これらと同等以上の能力を有する者とする国土交通大臣の認定

様式2号（評価項目算定用）

年 月 日

真岡市長

様

住所（所在地）

商号又は名称

代表者氏名

印

評価項目算定資料の提出について

下記の工事について、次のとおり評価項目算定資料を提出します。

1 工事名

2 工事箇所

3 評価項目算定資料

- ① 評価点算定資料一覧表（様式2-1号）
- ② 施工実績評価資料（様式2-2号）
- ③ 配置予定技術者評価資料（様式2-3号）

【連絡先】担当者氏名

電話番号

F A X

評 価 点 算 定 資 料 一 覧 表

工事名 : _____

商号又は名称 : _____

評 価 項 目	区 分		提 出 書 類	提出枚数
1 工事成績評定	/		/	/
2 企業の施工実績	実績有り	実績無し	・(様式 2-2 号) 施工実績評価資料及び添付書類	枚
3 配置予定技術者の施工経験	経験有り	経験無し	・(様式 2-3 号) 配置予定技術者評価資料及び添付書類	枚
4 配置予定技術者の保有資格	資格有り	資格無し		枚
5 優良建設工事表彰	受賞歴有り	受賞歴無し	/	/
6 営業拠点の所在地	真岡市内に有り	真岡市内に無し	/	/
7 I S O の 認 証 取 得	ISO9001 又は ISO14001 の いずれかを取得	無し	・登録証の写し及び付属書の写し (日本語で作成されているものに限る。)	枚
8 建設業労働災害防止協会への加入	加入有り	加入無し	・建設業労働災害防止協会加入証明書の写し (3ヶ月以内に発行されたものに限る。)	枚

- (注) 1 本書は、入札公告に示す総合評価点算定基準に基づき記入し、提出書類の欄に掲げる書類を提出すること。
 2 区分の欄は、該当する項目を で囲み、下線部については記入すること。
 3 斜線部分は、評価項目となっているが、真岡市が各社の実績等を把握している項目であることから、資料等の提出を免除するものである。

配置予定技術者評価資料

工事名： _____

商号又は名称： _____

区分	主任技術者 監理技術者	ふりがな 氏名		年齢	歳
所属会社			建設業許可番号	—	

国家資格証明書等の番号		取得年月日	年 月 日
監理技術者資格者証番号		交付年月日	年 月 日
監理技術者講習修了証番号		修了年月日	年 月 日

工 事 経 験	発注者名	
	工事名	
	工事箇所	
	請負金額	円
	工期	年 月 日 ~ 年 月 日
	従事役職	
	工事概要	
CORINS 登録の有無	・有 (CORINS 登録番号)	・無

(注)

(共通)

- 1 本書は、入札公告に示す総合評価点算定基準に基づき記入すること。
- 2 本工事に主任技術者又は監理技術者として配置する予定の技術者（以下「技術者」という。）について作成すること。また、配置予定技術者を1人に特定できない場合は、最大3名までの技術者を予定技術者として作成することができる。この場合、本書はすべての配置予定技術者について作成すること。なお、配置予定技術者の評価点は、最も低い評価を受けた者をもって算定する。
- 3 実際の工事の施工にあたっては、種々の状況からやむを得ないものとして発注者が承認した場合のほかは、本書に記載した技術者以外の者への変更は認めない。

(資格について)

- 4 国家資格者等にあつては、当該資格証明書等の写しを添付すること。また、監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写しを添付すること。

(工事経験について)

- 5 工事概要は、評価基準に該当する工事であることが確認できるように記載すること。
- 6 工事経験を有する工事は、施工実績評価資料（様式2-2号）の工事と同一でなくてもよい。
- 7 当該工事の内容が、評価基準に該当する工事であることを証明できるもの（竣工時工事カルテ、契約書、設計書、仕様書、図面等の写し）を添付すること。

様式3号

第 号
年 月 日

学識経験を有する者 様

真岡市長

総合評価落札方式による発注について

このことについて、地方自治法施行令第167条の10の2第4項及び第5項、真岡市建設工事総合評価落札方式試行要領第6条の規定に基づき、下記の工事における総合評価落札方式の落札者決定基準について意見を求めます。また、当該落札者決定基準により落札者を決定する場合に、改めて意見を求める必要があるかどうかについて、併せて意見を求めます。

記

- 1 工事名
- 2 工事箇所

添付書類

評価調書（様式1-1号）

価格以外の評価点の算定方法（個別工事）（様式1-2号）

様式4号

第 号
年 月 日

学識経験を有する者 様

真岡市長

総合評価落札方式による落札者の決定について

このことについて、地方自治法施行令第167条の10の2第4項及び第5項、真岡市建設工事総合評価落札方式試行要領第14条の規定に基づき、下記の工事に係る落札者の決定について意見を求めます。

記

- 1 工事名
- 2 工事箇所

添付書類

評価調書（様式1-1号）

価格以外の評価点の算定方法（個別工事）（様式1-2号）

様式5号

年 月 日

真岡市長

様

住所（所在地）

商号又は名称

代表者氏名

印

価格以外の評価に係る疑義について（照会）

下記の工事について、価格以外の評価に係る疑義を次のとおり申し立てます。

- 1 工事名
- 2 工事箇所
- 3 疑義の内容

様式6号

第 号
年 月 日

住所（所在地）

商号又は名称

代表者氏名 様

真岡市長

価格以外の評価に係る疑義に対する回答について

年 月 日付けで疑義のあった事項について、下記のとおり回答します。

記

1 疑義の対象となった工事

工事名

工事箇所

2 回答

- * 疑義のあった内容を認め、評価結果を修正します。
- * 疑義のあった内容については、次の理由により修正できません。
(理由)

3 修正結果の公表

修正後の評価結果については、年 月 日にホームページにおいて公表します。